

大和市職員等の内部通報制度に関する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第17号

大和市職員等の内部通報制度に関する規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 内部通報（第6条—第9条）
- 第3章 調査（第10条—第12条）
- 第4章 是正措置等（第13条—第15条）
- 第5章 内部通報審査会（第16条—第19条）
- 第6章 雑則（第20条—第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）を踏まえ、職員等からの内部通報を適切に処理する仕組み（以下「内部通報対応体制」という。）を定めることにより、法令に違反する状態の未然防止及び是正を図り、公正な職務の遂行を確保するとともに、正当に通報した職員等が、不利益な取扱いを受けないように必要な措置を講じ、もって公務に対する市民の信頼を確保し、適法かつ公正な市政の運営に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において「職員等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、市議会及び消防の各機関（以下「市の各機関」という。）に属する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項の一般職及び同条第3項の特別職（市長及び市議会議員を除く。）の職員並びに過去にこれらの職員であった者
- (2) 市の各機関を役務の提供先とする労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に掲げる派遣労働者
- (3) 市の各機関と請負契約その他の契約をしている事業等に従事する労働者
- (4) 企業、団体等から派遣されている行政実務研修員

(5) 1年以内に前3号のいずれかに該当する者であったもの

2 この規則において「内部通報」とは、職員等が、市の事務の管理、運営、執行等に係る行為が次項の通報対象事実該当すると思料する場合に、当該行為につき次条第1項の内部窓口又は第4条第1項の外部窓口に対して通報することをいう。

3 この規則において「通報対象事実」とは、次の各号のいずれかの事実をいう。

(1) 法令（本市の条例及び規則を含む。）に違反する行為の事実

(2) 前号に掲げるもののほか、人の生命、身体、健康、財産若しくは生活環境を害し、又はこれらに対して重大な影響を及ぼすおそれのある行為の事実

(3) 前2号に掲げるもののほか、公益に反し、又は公正な職務を損なうおそれのある行為の事実

4 この規則において「通報者」とは、内部通報を行った職員等をいう。

（内部通報相談窓口）

第3条 市は、内部通報の受付等の内部通報に係る事務を処理するため、総務部に内部通報相談窓口（以下「内部窓口」という。）を設置する。

2 内部窓口の事務を統括する責任者として、内部通報窓口責任者を設置し、総務部長をもって充てる。

3 内部窓口の業務に当たる職員は、コンプライアンス推進課に所属する職員のうちから市長が指名する者とする。

（内部通報弁護士外部相談窓口）

第4条 市は、内部通報を適正に処理するため、内部通報弁護士外部相談窓口（以下「外部窓口」という。）を置く。

2 外部窓口の業務に当たる者は、弁護士法（昭和24年法律第205号）第8条の弁護士名簿（第17条において「弁護士名簿」という。）に登録された者から選定するものとし、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 内部通報を受け付けること及び職員等からの内部通報に先立つ相談に対応すること。

(2) 第9条第4項ただし書の申出がなかったときにおける通報者に対する第11条第1項の調査開始等の通知及び第15条第1項の是正措置等の通知をすること。

(3) 内部通報を受け付けた場合又は第9条第2項の報告を受けた場合に第10条第1項の調査を実施すること。

(4) 前号の調査を実施したときは、調査の結果に係る報告書を市長に対して提出すること。ただし、通報対象事実の行為者（以下「行為者」という。）が市長又は副市長である場合には、当該報告書を内部通報窓口責任者に提出すること。

(5) 市の各機関による内部通報の処理に関し、求めに応じ意見を述べ、又は助言をすること。

(通報者の責務)

第5条 通報者は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的で内部通報を行ってはならない。

第2章 内部通報

(内部通報先及びその業務の従事者)

第6条 職員等は、内部窓口又は外部窓口に対して内部通報を行うことができる。

2 公益通報者保護法第11条第1項の公益通報対応業務従事者は、内部通報窓口責任者、第3条第3項の内部窓口の業務に当たる職員及び第4条第2項の外部窓口の業務に当たる者（以下これらの者を「内部通報窓口の職員等」と総称する。）とする。

(内部通報窓口の職員等の責務等)

第7条 内部通報窓口の職員等は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 内部通報窓口の職員等は、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

3 内部通報窓口の職員等は、自らが関係する内部通報の処理に関与してはならない。

4 内部通報窓口責任者は、内部通報がなされた事案について、これに関係する者からの独立性を確保する措置をとらなければならない。

5 内部通報窓口責任者は、職員等に対して、定期的に公益通報者保護法及び内部通報対応体制に関する教育及び周知を行わなければならない。

6 内部通報窓口責任者は、内部通報対応体制の評価及び点検を実施し、必要に応じてその改善を行うものとする。

(内部通報の方法)

第8条 職員等は、内部通報を行うことができる。ただし、自らの人事上の処遇、給与、勤務時間その他の勤務条件に係る事項については、これを行うことができない。

2 通報者は、内部通報書若しくは当該様式の記載事項を具備した任意の書面、電子メール、電話又は面談により内部通報を行うものとする。ただし、外部窓口においては、内部通報書若しくは当該様式の記載事項を具備した任意の書面の送付又は電子メールにより行うものとする。

3 通報者は、客観的に事実を説明することができる資料があるときは、匿名により内部通報を行うことができる。

(内部通報の受付)

第9条 内部窓口又は外部窓口は、内部通報を受け付けたときは、その内容を聴取すること等によ

り、当該内部通報の趣旨の確認に努めなければならない。

- 2 内部窓口は、受け付けた内部通報について、外部窓口に報告するものとする。
- 3 内部窓口は、受け付けた内部通報について、必要に応じて市長に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、行為者が市長又は副市長の場合には、内部通報窓口責任者に報告するものとする。
- 4 外部窓口は、受け付けた内部通報について、氏名等により当該通報者を識別することのできる情報（以下「識別情報」という。）を秘匿した上で、内部窓口に報告するものとする。ただし、当該通報者から識別情報について秘匿することを要しない旨の申出があったときは、この限りでない。

第3章 調査

（調査）

第10条 外部窓口は、市の各機関の協力を得るとともに、必要に応じて内部通報窓口責任者の補助を受け、行為者及び当該内部通報に関係する職員等（以下これらの者を「調査対象者」と総称する。）からの事情の聴取、書類の閲覧、現地の確認その他の必要な調査を行うものとする。ただし、既に受けている内部通報と同様の内容である場合その他正当な理由がある場合は、調査を実施しないことができる。

- 2 調査は、調査対象者の人権が不当に侵害されないようにしなければならない。
- 3 調査対象者は、当該調査に協力しなければならない。この場合において、調査対象者は、調査の状況を他に漏らしてはならない。
- 4 内部窓口又は外部窓口は、必要に応じて第20条各項の不利益な取扱いの有無を確認するものとする。
- 5 外部窓口は、第1項の調査を実施したときは、内部窓口に報告するものとする。

（調査開始等の通知）

第11条 内部窓口又は外部窓口は、通報者に対し、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護（以下「適正な業務遂行等」という。）に支障がない範囲内において、外部窓口が前条第1項の調査を開始したときはその旨を、調査を実施しないこととしたときはその旨及びその理由を調査開始等通知書（内部窓口による通知）又は調査開始等通知書（外部窓口による通知）により通知（以下「調査開始等の通知」という。）するものとする。ただし、当該通報者が特に調査開始等の通知を望まない意思を表示したとき等は、この限りでない。

- 2 前項の調査開始等の通知は、内部通報を受け付けてから20日以内にしなければならない。
- 3 外部窓口は、通報者に対し、適正な業務遂行等に支障がない範囲内において、必要に応じて調

査の進捗状況を通知する。

（調査報告）

第12条 外部窓口は、調査を実施したときは、その結果を調査報告書（外部窓口による市長への報告）により市長に報告するものとする。ただし、行為者が市長又は副市長である場合には、その結果を調査報告書（外部窓口による内部通報窓口責任者への報告）により内部通報窓口責任者に報告するものとする。

第4章 是正措置等

（是正措置等）

第13条 市長又は内部通報窓口責任者は、前条に規定する結果の報告（以下「調査報告」という。）を受けた場合には、次項に規定する場合を除くほか、通報対象事実に該当するときには必要な是正措置を講じ、又は通報対象事実に該当しないが必要であると認めるときには再発防止策等の改善措置（以下「是正措置等」と総称する。）を講ずるものとする。

2 市長は、調査報告が市長以外の市の各機関に関するものであった場合は、当該機関の長に必要な是正措置等を講ずるよう要請するものとする。この場合において、当該機関の長は、必要な是正措置等の案を市長に報告しなければならない。

3 市長又は内部通報窓口責任者は、第1項の規定により講じた是正措置等が適切に機能しているかを確認し、機能していない場合は、改めて適切な対応を講じるものとする。

4 市長は、第2項の規定により要請した是正措置等が市長以外の市の各機関において適切に機能しているかを確認し、機能していない場合は、改めて適切な対応を講じるよう、当該機関の長に要請するものとする。

（審査会への諮問）

第14条 調査報告を受けた市長又は内部通報窓口責任者は、是正措置等を講じようとする場合において、当該是正措置等の案については是正措置等審査諮問書（市長による諮問）又は是正措置等審査諮問書（内部通報窓口責任者による諮問）により、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）により設置された大和市内部通報審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

2 市長は、前条第2項後段の規定による報告を受けた場合においては、当該報告に係る是正措置等の案について審査会に諮問しなければならない。

（是正措置等の通知）

第15条 市長又は内部通報窓口責任者は、必要な是正措置等を講じたときはその旨を、内部通報の内容及び性質に照らし通報対象事実が不存在であるため是正措置を講じる必要がないと判断し、

又は通報対象事実が不存在であり、かつ、再発防止策等の改善措置を講じる必要がないと判断したときはその旨及びその理由を、並びに市長が第13条第2項後段の規定による是正措置等の案の報告を受けたときはその旨を、適正な業務遂行等に支障がない範囲内において、速やかに当該通報者に対し是正措置等通知書（市長による通知）により通知（以下「是正措置等の通知」という。）をするものとする。ただし、当該通報者が特に是正措置等の通知を望まない意思を表示したとき等は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第9条第4項ただし書の申出がなかったときは、外部窓口が是正措置等通知書（内部通報窓口責任者による通知）により是正措置等の通知をするものとする。ただし、当該通報者が特に是正措置等の通知を望まない意思を表示したとき等は、この限りでない。

第5章 内部通報審査会

（組織）

第16条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。
- 4 審査会の庶務は、コンプライアンス推進課において処理する。
- 5 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

（委員）

第17条 委員は、弁護士名簿に登録された者（外部窓口として事務を行う者は除く。）その他必要と認められる者のうちから、市長が任命する。この場合において、弁護士名簿に登録された者を1人以上任命するものとする。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会議）

第18条 審査会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会の会議は、非公開とする。

(審議の手續)

第19条 市長又は内部通報窓口責任者は、審査会に諮問するときは、是正措置等の案を記載した書面及び当該諮問事項の審議に必要な資料を提出しなければならない。

2 審査会は、審議をするに当たり必要であると認める場合には、当該諮問をした市長又は内部通報窓口責任者に資料の提出を求めること、適当と認める者に審査会の席上で陳述させることその他必要な調査をすることができる。

第6章 雑則

(不利益取扱いの禁止)

第20条 市の各機関及び職員等は、通報者に対して、正当な内部通報をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

2 市の各機関及び職員等は、調査対象者に対して、調査に協力したことを理由としていかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

(範囲外共有等の禁止)

第21条 通報者を特定させる事項は、内部通報窓口の職員等に限り共有するものとし、当該範囲を超えて共有してはならない。ただし、当該範囲を超えて共有することに正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 市長及び職員等は、通報者の探索をしてはならない。

(公表)

第22条 市長は、内部通報の受付及び処理の状況について、適正な業務遂行等に支障がない範囲内において、毎年度その概要を公表するものとする。

(様式)

第23条 この規則で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、内部通報に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 大和市職員等の内部通報制度に関する規程を廃止する規程（令和7年大和市訓令第3号）による廃止前の大和市職員等の内部通報制度に関する規程（令和4年大和市訓令第5号）の規定によ

りなされた内部通報は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第 2 4 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	内部通報書	第 8 条
第 2 号様式	調査開始等通知書（内部窓口による通知）	第 1 1 条
第 3 号様式	調査開始等通知書（外部窓口による通知）	第 1 1 条
第 4 号様式	調査報告書（外部窓口による市長への報告）	第 1 2 条
第 5 号様式	調査報告書（外部窓口による内部通報窓口責任者への報告）	第 1 2 条
第 6 号様式	是正措置等審査諮問書（市長による諮問）	第 1 4 条
第 7 号様式	是正措置等審査諮問書（内部通報窓口責任者による諮問）	第 1 4 条
第 8 号様式	是正措置等通知書（市長による通知）	第 1 5 条
第 9 号様式	是正措置等通知書（内部通報窓口責任者による通知）	第 1 5 条